

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	株式会社フライトソリューションズ
【英訳名】	FLIGHT SOLUTIONS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 圭一朗
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03-3440-6100
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 松本 隆男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03-3440-6100
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 松本 隆男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第37回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 会社のコーポレート・ガバナンス一層の充実という観点から監査等委員会設置会社へ移行することとし、それに伴い必要である監査等委員及び監査等委員会に関する内容の新設並びに監査役及び監査役会に関する内容の削除等、所要の変更を行う。
- (2) 取締役会の柔軟な運営を確保すること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的に、取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第24条を変更し、他の取締役が招集権者及び議長になることを可能とする。
- (3) 取締役がその役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材を確保することを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第31条の一部を変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として以下の3名を選任する。  
片山圭一郎、松本隆男、和田克明

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
監査等委員である取締役として、以下の4名を選任する。  
伊東幸子、小林隆、重富貴子、萩原義春

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内とする。  
当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	50,397	9,462	-	(注)1	可決 (82.73%)
第2号議案 取締役(監査等委員を除く。) 3名選任の件					
片山 圭一郎	44,664	15,195	-	(注)2	可決 (73.32%)
松本 隆男	44,554	15,305	-		可決 (73.14%)
和田 克明	44,738	15,121	-		可決 (73.44%)
第3号議案 監査等委員の取締役4名選任の件			-		
伊東 幸子	47,259	12,600		(注)2	可決 (77.58%)
小林 隆	47,227	12,632			可決 (77.52%)
重富 貴子	47,359	12,500			可決 (77.74%)
萩原 義春	47,208	12,651			可決 (77.49%)
第4号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬額設定の件	45,501	14,358		(注)2	可決 (74.69%)
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額 設定の件	45,801	14,058		(注)2	可決 (75.18%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上